

定時株主総会招集ご通知に際しての インター ネット 開 示 事 項

企業集団の使用人の状況
企業集団の主要な営業所等の状況
当社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保する体制
特定完全子会社に関する事項
そ の 他
連結計算書類の注記
連結計算書類に係る会計監査人
の 監 査 報 告 書 謄 本
計 算 書 類 の 注 記

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smfg.co.jp>) に掲載することにより開示しております。

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

企業集団の使用人の状況

	当年度末				
	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理
使用人数	9,217人	30,190人	31,003人	1,372人	29,241人

注 1. 使用人数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員（当年度末12,234人）を含んでおりません。

2. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。

3. それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務

グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務

企業集団の主要な営業所等の状況

会社名	報告セグメント	主要な営業所		店舗数
				当年度末
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	国内	本店 東京営業部 大阪本店営業部 神戸営業部	928店
			ほか	
		海外	ニューヨーク支店	44店
株式会社SMBC信託銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 本社管理	本店	ほか	34店
SMBC日興証券株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	本店	ほか	
三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	東京本社 大阪本社	ほか	
SMBCファイナンスサービス株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	本店 東京本社	ほか	
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	リテール事業部門	本社	ほか	
株式会社日本総合研究所	本社管理	東京本社 大阪本社	ほか	
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	本社管理	本社	ほか	

注 それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務

グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務

当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社の子会社である株式会社三井住友銀行の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）及び執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額 〔新株予約権1個当たり〕	行使価額 〔株式1株当たり〕	行使期間
第1回新株予約権	2010年8月13日	1,026個	普通株式102,600株	221,500円	1円	2010年8月13日から2040年8月12日まで
第2回新株予約権	2011年8月16日	2,682個	普通株式268,200株	187,200円	1円	2011年8月16日から2041年8月15日まで
第3回新株予約権	2012年8月15日	2,805個	普通株式280,500株	204,200円	1円	2012年8月15日から2042年8月14日まで
第4回新株予約権	2013年8月14日	1,157個	普通株式115,700株	415,900円	1円	2013年8月14日から2043年8月13日まで
第5回新株予約権	2014年8月15日	1,219個	普通株式121,900株	366,100円	1円	2014年8月15日から2044年8月14日まで
第6回新株予約権	2015年8月18日	1,324個	普通株式132,400株	490,400円	1円	2015年8月18日から2045年8月17日まで
第7回新株予約権	2016年8月15日	2,012個	普通株式201,200株	281,100円	1円	2016年8月15日から2046年8月14日まで

(1) 事業年度の末において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役（社外取締役を除く）及び執行役	
			保有人数	個数
第1回新株予約権	8個	普通株式800株	1人	8個
第2回新株予約権	8個	普通株式800株	1人	8個
第3回新株予約権	7個	普通株式700株	1人	7個
第4回新株予約権	8個	普通株式800株	2人	8個
第5回新株予約権	12個	普通株式1,200株	3人	12個
第6回新株予約権	9個	普通株式900株	3人	9個
第7回新株予約権	28個	普通株式2,800株	4人	28個

注 本新株予約権は、社外取締役に対しては割り当てておりません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

業務の適正を確保する体制

当社は、当社における業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために整備すべき体制を取締役会において決議し、運用しております。その概要は次のとおりです。

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	<p>(決議内容) 執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。</p> <p>(運用状況) グループ経営会議の議事録や執行役による決裁文書等の、執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行いました。</p>
当社及び当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	<p>(決議内容) ①当社のグループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項を統合リスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。 ②当社のグループ全体のリスク管理の基本方針は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。 ③グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署は、前項において承認されたグループ全体のリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。</p> <p>(運用状況) 統合リスク管理規程を整備しており、同規程に基づき、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、網羅的、体系的なリスク管理を行いました。また、リスク委員会規程に基づき、同委員会を4回開催し、当社の経営上特に重大な影響があると認識するリスク及びリスクアペタイト・フレームワーク（注）の実効性向上や見直しについて審議し、その結果を取締役会に4回報告いたしました。</p>
執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	<p>(決議内容) ①執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。 ②各執行役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、グループ会社規程等を定め、これらの規程に則った役職員への適切な権限委譲を行う。</p>

注 収益拡大のために引き受けるリスクの種類・量（リスクアペタイト）を明確にし、業務運営に適切に組み込んだ経営管理の枠組み。

<p>執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度の業務計画を取締役会で策定・決議いたしました。 ・取締役会で策定・決議した業務計画に基づき、各執行役が適切に職務の執行を行うとともに、組織規程等で権限委譲された役職員が業務運営を行いました。また、その状況について、取締役会に4回報告いたしました。
<p>当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>(決議内容)</p> <p>①当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス及びリスクに関する基本方針、コンプライアンス管理規程を制定し、役職員がこれを遵守する。</p> <p>②当社及び当社のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。</p> <p>③当社のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。</p> <p>④当社及び当社のグループ会社並びにその役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。</p> <p>⑤反社会的勢力による被害を防止するため、当社のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。</p> <p>⑥利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当社のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。</p> <p>⑦マネー・ローンダーリング及びテロ資金の供与を防止するため、当社のグループ全体の基本方針としてSMFGマネー・ローンダーリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。</p> <p>⑧上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、監査委員会直属の部署として、その結果を監査委員会、グループ経営会議等に報告する。</p>

<p>当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、取締役会でコンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づいて、グループベースでのコンプライアンス意識の醸成やマネー・ローニング及びテロ資金供与対策等の体制強化に努めてまいりました。当該プログラムの進捗状況については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で4回協議のうえ、取締役会に報告いたしました。 ・財務報告に係る内部統制評価規程等に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、監査委員会に報告いたしました。 ・SMBCグループ内部通報規則に基づき、当社のグループ全体の内部通報制度として「SMBCグループアラームライン」を設置しており、これを適切に運営いたしました。 ・利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に基づき、お客さまの利益を不当に害することのないよう、適切に利益相反を管理してまいりました。同方針に基づき、利益相反管理統括部署は半期ごとにモニタリングを実施し、その結果についてグループCCOに報告しておりますが、当年度において、特筆すべき事象はございませんでした。 ・内部監査担当部署は、監査委員会及び取締役会で決議したグループ内部監査規程及び年次の監査基本計画に基づき、当社各部署及びグループ会社に対する内部監査を行い、内部管理体制の適切性・有効性を検証いたしました。その結果については、監査委員会規程に基づき同委員会に4回報告し、同委員会を通じて取締役会に報告いたしました。
<p>企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>(決議内容)</p> <p>①当社のグループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役会のもとにグループ経営会議を設置する。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行する。</p> <p>②当社のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社規程及びコンプライアンスに関するグループ会社管理規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。</p> <p>③グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をSMFGグループ内取引管理規程として定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行う。</p> <p>④当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。</p>

企業集団における業務の適正を確保するための体制	<p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社のグループ全体の業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行いたしました。 グループ会社間の取引等に係る基本原則をグループ内取引管理規則として制定しており、同規則に基づいた運営及び管理を行いました。また、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行うこととしておりますが、当年度において、該当する取引はございませんでした。
監査委員会の職務を補助すべき使用人の体制、執行役からの独立性、監査委員会を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項	<p>(決議内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員会室を設置する。 監査委員会室の使用人の執行役からの独立性を確保するために、監査委員会室の使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。 監査委員会室の使用人は、専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助するものとする。 監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を置くことがある。この場合、監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。 監査委員補佐は、必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして、当該社を監査するとともに、監査委員会の職務の執行を補佐する。
	<p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員会の監査職務の遂行を補助するために、監査委員会室を設置しており、同室の使用人は専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助しております。当該使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意のもと、行われました。 監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を設置しており、当該監査委員補佐は必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして当該主要グループ会社を監査するとともに、監査委員会の職務を補佐しております。監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意のもと行われました。

<p>当社及び当社のグループ会社の役職員が、監査委員会に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項</p>	<p>(決議内容)</p> <p>①当社及び当社のグループ会社の役職員は、当社もしくは当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査委員会に対し報告する。また、当社及び当社のグループ会社の役職員は、その職務の執行について監査委員会から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。</p> <p>②当社及び当社のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、前項の監査委員会のほか、内部通報窓口に報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ、必要と認められるときまたは監査委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。</p> <p>③当社及び当社のグループ会社の役職員が内部通報窓口及び監査委員会に報告することを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。</p> <p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対して、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告いたしました。 ・グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定め、内部通報制度を利用した役職員が不利な取扱いを受けることがないよう、体制を整備しております。
<p>監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項</p>	<p>(決議内容)</p> <p>①内部監査担当部署は、監査委員会直属の部署として、監査委員会に対し内部監査結果を報告する。</p> <p>②当社の内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得る。</p> <p>③監査委員会は、必要に応じて内部監査担当部署に対し指示を行い、内部監査担当部署は当該指示に基づき内部監査を実施する。</p> <p>④代表執行役は、監査委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査委員会による監査機能の実効性向上に努める。</p> <p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査担当部署は、監査委員会に対して内部監査結果を定期的に報告いたしました。 ・内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得ました。 ・監査委員会は、必要に応じて、内部監査担当部署に対して具体的な指示を行っています。 ・代表執行役は、監査委員と4回意見交換を行い、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めました。

監査委員の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項	(決議内容) 当社は毎期、監査委員会の要請に基づき、監査委員が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査委員会が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。
	(運用状況) 監査委員による往査等の職務の執行に必要な費用については、適切な予算措置を講じました。

特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	百万円 4,613,790	百万円 16,253,088

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、定款第8条に、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって、株主との合意により自己の株式を有償で取得することができる旨を規定しております。かかる自己の株式の取得については、資本の状況、成長投資の機会等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

連結計算書類の注記

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記＞

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
また、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結される子会社及び子法人等 181社

主要な会社名 株式会社三井住友銀行
株式会社SMBC信託銀行
SMBC日興証券株式会社
三井住友カード株式会社
SMBCファイナンスサービス株式会社
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
株式会社日本総合研究所
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
SMBC Bank International plc
三井住友銀行（中国）有限公司
PT Bank BTPN Tbk
SMBC Americas Holdings, Inc.
SMBC信用保証株式会社
SMBC Bank EU AG

Fullerton India Credit Company Limitedは株式取得により、その他7社は新規設立等により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等としております。

また、4社は清算等により子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

(2)非連結の子法人等

主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

非連結の子法人等5社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子法人等に帰属しないものであるため、会社計算規則第63条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の非連結の子法人等 5社

主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

(2)持分法適用の関連法人等 107社

主要な会社名 三井住友ファイナンス＆リース株式会社

住友三井オートサービス株式会社

VPBank Finance Company Limitedは株式取得により、その他14社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等としております。

また、1社は株式売却により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

なお、VPBank Finance Company Limitedは、VPBank SMBC Finance Company Limitedに商号変更しております。

(3)持分法非適用の非連結の子法人等

持分法非適用の非連結の子法人等5社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子法人等に帰属しないものであるため、会社計算規則第69条第1項第2号により、持分法非適用としております。

(4)持分法非適用の関連法人等

主要な会社名 Park Square Capital / SMBC Loan Programme S.à r.l.

持分法非適用の関連法人等の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 会計方針に関する事項

(1)特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っています。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動

平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（賃貸資産及びリース資産を除く）

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の有形固定資産は、定額法（ただし、建物以外については定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

③賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

連結される子会社である株式会社三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部

が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は163,664百万円であります。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(9)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「SMBCポイントパック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(1)利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

(2)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関する事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(3)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(4)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(5)リース取引に関する収益及び費用の計上基準

①ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。

②オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(6)収益の計上方法

①収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約ごとに識別した履行義務の充足状況に基づき認識しております。

②主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益について、役務取引等収益の各項目における主な取引の内容及び履行義務の充足時期の判定は次のとおりであります。

預金・貸出業務収益には、主に口座振替に係る手数料等やシンジケートローンにおける貸付期間中の事務管理に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

為替業務収益には、主に国内外の送金の手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点で収益を認識しております。

証券関連業務収益には、主に売買委託手数料が含まれております。売買委託手数料には、株式及び債券の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で収益を認識しております。

代理業務収益には、主にオンライン提携に伴う銀行間受入手数料等の代理事務手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

保護預り・貸金庫業務収益には、主に保護預り品の保管料及び貸金庫・保護箱使用料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

クレジットカード関連業務収益には、主に加盟店手数料が含まれており、クレジット売上データが到着した時点で収益を認識しております。

投資信託関連業務収益には、主に投資信託の販売及び記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

(1)重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

③株価変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、その他有価証券から生じる株価変動リスクを相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

④連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、株式会社三井住友銀行以外の一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

(18)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、金額に重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

(19)連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される国内子会社は、連結納税制度を適用しております。

<会計方針の変更に関する注記>

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の「利益剰余金」が8,502百万円減少しております。

<重要な会計上の見積りに関する注記>

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金	817,784百万円
-------	------------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、貸出金を含むすべての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定した上で、次のとおり計上しております。

- ・債務者区分ごとに貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失額を見込んで計上
- ・債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる要管理先以下の債務者区分に係る債権等のうち、大口債務者に対してはキャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し計上

・過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上
これらの方法による貸倒引当金の計上については、次のような見積りの不確実性が存在するため、経営者による高度な判断が求められます。

- ・債務者区分判定における将来予測情報を含む定性的要因の勘案
- ・DCF法における個別の将来キャッシュ・フローの合理的な見積り
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく予想損失の見積り手法と対象となるポートフォリオの決定

これらは経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(注) ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響及び新型コロナウイルス感染症の影響に係る貸倒引当金の見積りについては
<追加情報>をご参照ください。

2. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

有形固定資産	1,457,254百万円
無形固定資産	898,817百万円
減損損失	108,920百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(資産のグルーピング)

当社の連結される子会社である株式会社三井住友銀行においては、土地、建物等については各営業拠点をグループングの最小単位とし、無形固定資産や本店等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産を共用資産としております。なお、共用資産のうち各業務部門単独での使用が合理的に特定できる固定資産については、各業務部門の共用資産とし、関連する他の固定資産を含む業務部門単位で減損判定を実施しております。その他の共用資産については、全社単位で減損判定を実施しております。

(減損の兆候の識別、認識要否の判定及び測定)

減損の兆候がある固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、認識が必要となった場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、固定資産の時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と、固定資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値である使用価値のいずれかを使用しております。

減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来のキャッシュ・フロー、成長率については、経営者の見積りや判断、市場成長率等に基づき決定しており、使用価値の算出に使用する割引率については、市場金利やその他の市場環境に基づき決定しておりますが、これらは金融経済環境等の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度において、株式会社三井住友銀行のリテール部門に帰属する事業用資産について、減損損失37,795百万円（有形固定資産5,118百万円、無形固定資産32,677百万円）を計上しております。当該業務部門

における減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来キャッシュ・フローは、当該業務部門の事業計画を基礎として見積もっており、住宅ローン残高等を主要な仮定として織り込み、グループ会社との協働収益等、当該部門に管理会計上加減される損益を含んで算定しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額を使用しております。当連結会計年度に計上した減損損失に関しては、<連結損益計算書に関する注記>をご参照ください。

3. 金融商品の時価評価

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

<金融商品に関する注記>に記載しております。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

<金融商品に関する注記>に記載しております。

4. 利息返還損失引当金

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

利息返還損失引当金	135,084百万円
-----------	------------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

利息返還損失引当金は、利息制限法の定める上限を超える利率で貸し出していた顧客からの利息返還請求に備えて、将来の返還請求額の見込みをもとに計上しております。

将来の返還請求額の見込みは、顧客からの返還請求件数、返還金額等の過去の実績を用い、一定の仮定のもと算出しております。今後の顧客からの返還請求の動向が、翌連結会計年度の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 退職給付費用及び退職給付債務

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

退職給付に係る資産	623,045百万円
退職給付に係る負債	40,864百万円
営業経費等に含まれる退職給付費用	△12,317百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

従業員の確定給付制度に係る退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、退職率、将来の昇給率などの様々な仮定に基づき計上しております。

割引率は日本国債の利回り、退職率や将来の昇給率などの指標については過去の実績や直近の見通しに基づき決定しております。これらの決定にあたっては、経営者の高度な判断が求められ、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の退職給付費用、退職給付債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 繰延税金資産

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産	66,720百万円
繰延税金負債	275,570百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しており、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しております。

なお、そのうち繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングや課税所得を合理的に見積もって判断しておりますが、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合や課税所得が見積りを下回ることとなった場合、または法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

＜追加情報＞

1. ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に起因する不透明な事業環境を踏まえたロシア関連与信に対する貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結計算書類に反映しております。なお、当該与信は主に同国法人顧客に関するものであります。

各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置の影響等を踏まえ、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。加えて、ロシアの政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として貸倒引当金に計上しております。

また、当該経済制裁や対抗措置に係る影響の長期化により、元本又は利息の支払の遅延や支払条件緩和等が発生する蓋然性に鑑み、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

この結果、ロシア関連与信に対して合計75,398百万円の貸倒引当金を計上しております。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の状況は引き続き不透明であることも踏まえ、当該影響に係る貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結計算書類に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない予想損失については、各政府の資金支援が倒産動向等に与える影響等も勘案の上、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいポートフォリオを特定し、経済活動の自粛等による経済環境や市況の動向が及ぼす影響等を見積り、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。

3. 連結納税制度からグループ通算制度への移行

2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)により、2022年4月1日以後開始する連結会計年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされました。連結納税制度を適用している当社及び一部の連結される国内子会社は、当連結会計年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。

4. 自己株式の取得及び消却

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第8条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上のため、機動的な自己株式の取得を行うもの。

(2)取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	33,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.4%)
③株式の取得価格の総額	1,000億円（上限）
④取得期間	2021年11月15日から2022年11月11日まで
⑤取得の方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

(3)消却に係る事項の内容

①対象株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の数	上記(2)により取得した自己株式の全株式数
③消却予定日	2022年12月20日

なお、上記取締役会決議に基づく、自己株式の取得及び消却は、当連結会計年度末日時点で実行されておりません。

5. 違法な安定操作取引の疑い

2022年3月24日及び4月13日、東京地方検察庁は、当社の連結される子会社であるSMBC日興証券株式会社及び同社の元執行役員・社員を、違法な安定操作取引の疑いにて、それぞれ東京地方裁判所へ起訴しました。今後、同社には金融商品取引法に規定する罰金刑等による金銭的負担が発生する可能性がありますが、現時点での金額を合理的に見積ることは困難であり、経営成績及び財政状態への影響の有無は明らかではありません。

<連結貸借対照表に関する注記>

- 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び地方債並びに「特定取引資産」中の商品有価証券に合計133,569百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は8,648,160百万円、再貸付けに供している有価証券は392,554百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,612,737百万円であります。

4. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	99,256百万円
危険債権額	643,881百万円
要管理債権額	414,422百万円
三月以上延滞債権額	13,553百万円
貸出条件緩和債権額	400,868百万円
小計額	1,157,560百万円
正常債権額	106,019,459百万円
合計額	107,177,019百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,120,625百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	22,976百万円
特定取引資産	788,912百万円
有価証券	17,807,664百万円
貸出金	11,205,047百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,300百万円
売現先勘定	10,332,743百万円
債券貸借取引受入担保金	576,050百万円
借用金	16,452,177百万円
信託勘定借	629,091百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金178,882百万円、特定取引資産1,540,078百万円、有価証券5,120,441百万円、貸出金18,823百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金2,696,495百万円、保証金82,525百万円、先物取引差入証拠金144,815百万円及びその他の証拠金等111,115百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は72,708,112百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが47,990,310百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

1998年3月31日及び2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 894,962百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 55,269百万円

11. 借用金には、劣後特約付借入金234,000百万円が含まれております。

12. 社債には、劣後特約付社債1,769,175百万円が含まれております。

13. 信託勘定借には、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金629,091百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,342,460百万円であります。

15. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社

(1)ストック・オプションの内容

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 69	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 3 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 67
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 102,600	普通株式 268,200	普通株式 280,500	普通株式 115,700
付与日	2010年8月13日	2011年8月16日	2012年8月15日	2013年8月14日
権利確定条件	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	2010年6月29日から2010年度に関する定時株主総会終結時まで	2011年6月29日から2011年度に関する定時株主総会終結時まで	2012年6月28日から2012年度に関する定時株主総会終結時まで	2013年6月27日から2013年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2010年8月13日から2040年8月12日まで	2011年8月16日から2041年8月15日まで	2012年8月15日から2042年8月14日まで	2013年8月14日から2043年8月13日まで

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 10 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 67	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 4 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 68	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 5 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 73
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 121,900	普通株式 132,400	普通株式 201,200
付与日	2014年8月15日	2015年8月18日	2016年8月15日
権利確定条件	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から2014年度に関する定時株主総会終結時まで	2015年6月26日から2015年度に関する定時株主総会終結時まで	2016年6月29日から2016年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2014年8月15日から2044年8月14日まで	2015年8月18日から2045年8月17日まで	2016年8月15日から2046年8月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数(注)

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	4,600	5,800	56,900	27,400
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	1,400	800	21,500	12,000
未確定残	3,200	5,000	35,400	15,400
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	39,700	120,300	108,200	25,400
権利確定	1,400	800	21,500	12,000
権利行使	3,300	9,000	26,300	12,400
失効	—	—	—	—
未行使残	37,800	112,100	103,400	25,000

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	34,400	63,200	95,700
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	2,100	27,000	17,500
未確定残	32,300	36,200	78,200
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	25,700	11,700	15,700
権利確定	2,100	27,000	17,500
権利行使	2,000	27,000	16,800
失効	—	—	—
未行使残	25,800	11,700	16,400

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	4,000	3,912	3,925	3,903
付与日における公正な評価単価（円）	2,215	1,872	2,042	4,159

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	3,919	3,846	3,837
付与日における公正な評価単価（円）	3,661	4,904	2,811

(3)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

16. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

当社によるFullerton India Credit Company Limitedの連結子会社化

当社は、Fullerton Financial Holdings Pte. Ltd.及び Angelica Investments Pte. Ltd.と2021年7月6日に締結した契約に基づき、2021年11月30日に、Fullerton India Credit Company Limited（以下、FICC）の株式の一部を取得し、FICC及びその子会社1社を、当社の連結される子会社といたしました。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 Fullerton India Credit Company Limited

事業の内容 金融関連業務

②企業結合を行った主な理由

インド全域に650店超の拠点網を保持し、主に中小企業・営業性個人、個人中間層向けに無担保ローンや不動産担保ローンを提供する地場優良ノンバンクであるFICCへの出資によって、アジアのフランチャイズ拡大に不可欠なインドにおけるリテール金融のプラットフォームを獲得するものであります。

③企業結合日

2021年11月30日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

⑥取得した議決権比率

74.90%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がFICCの議決権の過半数を所有しているため。

(2)連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年1月1日から2022年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 230,314百万円

取得原価 230,314百万円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 2,093百万円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

179,196百万円

②発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産の持分相当額を上回ったため、その差額をのれんとして認識してお

ります。

③償却方法及び償却期間

15年間で均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

①資産の額

資産合計	402,519百万円
うち貸出金	306,412百万円

②負債の額

負債合計	334,271百万円
うち借用金	173,032百万円

(7)企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

①条件付対価の内容

被取得企業の将来の業績の達成水準に応じて、条件付取得対価を追加で支払うこととなっております。

②今後の会計処理

取得対価の追加支払いが発生する場合には、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(8)取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	5,504百万円	償却期間	7年
うち顧客関連資産	5,504百万円	償却期間	7年

(9)企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

<連結損益計算書に関する注記>

- 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- その他の経常収益には、株式等売却益248,845百万円を含んでおります。
- その他の経常費用には、貸出金償却79,578百万円、債権売却損27,551百万円及び株式等償却22,944百万円を含んでおります。

5. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗 44ヵ店	土地、建物等	4,415百万円
	遊休資産 89物件		4,830百万円
近畿圏	営業用店舗 14ヵ店	土地、建物等	1,417百万円
	遊休資産 61物件		2,086百万円
国内その他	営業用店舗 10ヵ店	土地、建物等	548百万円
	遊休資産 42物件		1,212百万円
アジア・オセアニア	遊休資産 2物件	建物	1,611百万円
米州 欧州・中近東	貨車リース 資産等 5,026両	賃貸資産	36,980百万円
—	—	ソフトウエア	55,815百万円

土地、建物等について、継続的な収支の管理・把握をしている各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。無形固定資産や本店、研修、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の本部拠点の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は全社的な資産として共用資産としております。

なお、当連結会計年度において、当社の連結される子会社である株式会社三井住友銀行のリテール部門では、新型コロナウィルス感染症の影響等により営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなり減損の兆候が認められたことから、一部の共用資産の取扱いについて精緻化を図るべく、管理会計上の枠組みを活用し、共用資産のうち各業務部門単独での使用が合理的に認められる固定資産については各業務部門の共用資産として特定した上で、関連する他の固定資産を含む業務部門単位で減損判定を実施しております。結果として、当該業務部門に帰属する共用資産を含めた事業用資産（営業用店舗、ソフトウエア）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該業務部門単位の回収可能価額は、正味売却価額を使用しております。正味売却価額の測定において、土地及び建物については、外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

また、当社の連結される子会社である株式会社SMBC信託銀行においても、共用資産の取扱いについて精緻化を図るべく、管理会計上の枠組みを活用し、共用資産のうち各業務部門単独での使用が合理的に認められる固定資産については、各業務部門の共用資産として特定した上で、関連する他の固定資産を含む業務部門単位で減損判定を実施しております。結果として、個人金融部門に帰属する共用資産を含めた事業用資産（営業用店舗、ソフトウエア）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該業務部門単位の回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを7%で割り引いて算出しております。

遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。遊休資産について、投資の回収が見込ま

れない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

賃貸資産については、貨車の種類ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度は一部の貨車について投資額の回収が見込まれなくなったため、当該貨車の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算出しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,374,040,061	322,041	—	1,374,362,102	(注) 1
合 計	1,374,040,061	322,041	—	1,374,362,102	
自己株式					
普通株式	3,612,302	27,782	97,763	3,542,321	(注) 2, 3
合 計	3,612,302	27,782	97,763	3,542,321	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加322,041株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の増加27,782株は、単元未満株式の買取り及び株式報酬に係る譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。
 3. 普通株式の自己株式の減少97,763株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプション としての新株予約権						1,475	
合 計							1,475	

4. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	130,190	95	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	143,936	105	2021年9月30日	2021年12月3日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	143,936	利益剰余金	105	2022年3月31日	2022年6月30日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行業務を中心とし、リース業務、証券業務、コンシーマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

当社グループでは、これらの事業において、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借用金、社債等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的（以下、「ALM目的」）や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的（以下、「トレーディング目的」）で、デリバティブ取引を行っております。なお、当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、ALM目的の取引は市場資金部、市場運用部及び市場ポートフォリオ投資部、トレーディング目的の取引は市場営業部（アジア・大洋州地域においてはALM目的・トレーディング目的共にアジア・大洋州トレジャリー部、東アジア地域においてはALM目的・トレーディング目的共に東アジアトレジャリー部）が行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当社グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券につきましては、ALM目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適

正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

②金融負債

当社グループが負う金融負債には、預金のほか、借用金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借用金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③デリバティブ取引

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物・外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

なお、ALM目的で取り組むデリバティブ取引につきましては、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (イ)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としており、グループ各社においては、この基本方針に基づき、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しております。

また、グループ全体のリスクを一元的に把握・管理し、適切なリスク管理を実施するために、グループCROを設置しており、戦略上重要なグループ会社のリスク管理担当役員をメンバーとするグループCRO会議等を通じて、グループ全体のリスク管理に関する情報共有と体制強化を図っております。

①信用リスクの管理

当社においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ)信用リスクの管理体制

当社では、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針

を毎年策定し管理しております。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画及び管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しております。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しております。

当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行におきましては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部と協働して、信用リスクの計量化（リスク資本、リスクアセットの算定）を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。

また、投融資企画部の部内室のCPM室では、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めています。

各所管審査部は営業店と連携し、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。与信の実行権限は、与信先の格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っております。また、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信先に対する債権の圧縮のための方策の立案、実施に努めているほか、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めています。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、当社では、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定の正確性、信用リスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(d) 信用リスクの管理方法

当社では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、内部格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、健全性を表すリスクアペタイト指標である全体リスク資本について各事業部門のリスクアペタイト、ポートフォリオ計画を踏まえた上で許容できるリスク量の上限を設定し、その内訳として信用リスク資本のモニタリングを行っております。

・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に当社の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しております。

- ・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保

企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

- ・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権につきましては、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産（裏付資産）のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等につきましては、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクにつきましては、時価に基づく信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となった場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネットティング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

②市場リスク・流動性リスクの管理

当社においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ)市場リスク・流動性リスクの管理体制

当社では、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しております。また、原則年4回開催されるALM会議にて、市場リスク・流動性リスク管理の状況報告及びALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う事業部門から独立した前記のリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議及び監査委員会等に報告を行っております。さらに、当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠の遵守状況の報告及びALM運営方針の審議等を行っております。

なお、各部門から独立した監査部が、定期的に、これらのリスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)市場リスク・流動性リスクの管理方法

- ・市場リスクの管理

市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本」の範囲内で、「VaR（バリュー・アット・リスク：対象金融商品が、ある一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額）」や

損失額の上限値を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、VaRの計測にはヒストリカル・シミュレーション法（過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法）を採用しております。バンキング業務（貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務）及びトレーディング業務（市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務）につきましては、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。政策投資株式（上場銘柄等）の保有につきましては、10年間のデータに基づき、1年の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素につきましては、「BPV（ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額）」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における株式会社三井住友銀行及びその他の主要な連結される子会社及び子法人等のVaRの合計値は、バンキング業務で626億円、トレーディング業務で259億円、政策投資株式（上場銘柄等）の保有で12,264億円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

・流動性リスクの管理

当社では、「リスクアペタイト指標の管理水準の設定」及び「コンティンジェンシープランの策定」の枠組みで資金流動性リスクを管理しております。リスクアペタイト指標とは、テイクするあるいは許容するリスクの種類を選定して、その水準を定量的に表した指標であり、指標の一つとして、預金流出等のストレス状況下においても資金繰りを維持することが可能な日数に下限を設定し、その指標に抵触しないように調達手段の確保に努めていくことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しております。加えて、緊急時に備えて指示・報告系統やアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクにつきましては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等につきましては、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません ((4)参照)。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	139,783	453,676	593,459
特定取引資産				
売買目的有価証券 (注)1	3,026,478	612,347	2,953	3,641,779
金銭の信託	—	310	—	310
有価証券				
その他有価証券 (注)1	26,967,783	8,748,760	38,988	35,755,532
資産計	29,994,261	9,501,201	495,618	39,991,081
特定取引負債				
売付商品債券 (注)1	3,048,624	129,081	—	3,177,706
負債計	3,048,624	129,081	—	3,177,706
デリバティブ取引 (注)2、3				
金利関連取引	397,345	(573,584)	1,505	(174,733)
通貨関連取引	(951)	(292,364)	14,851	(278,465)
株式関連取引	(69,982)	(842)	70,501	(323)
債券関連取引	(3,293)	1,406	—	(1,886)
商品関連取引	1,210	(193)	—	1,016
クレジット・デリバティブ取引	—	(4,494)	3,141	(1,352)
デリバティブ取引計	324,327	(870,072)	89,999	(455,745)

(注) 1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という) 第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産1,099,909百万円であります。

2. 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

3. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は（682,849）百万円であります。これらは、ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、コマーシャル・ペーパー、短期社債は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権（注） 有価証券 満期保有目的の債券	—	—	4,811,550	4,811,550	4,774,841	36,709
貸出金	25,522	—	—	25,522	25,741	△218
貸倒引当金（注）	—	—	91,961,573	91,961,573	90,834,056	△590,744
リース債権及び リース投資資産（注）	—	—	230,308	230,308	228,254	2,053
資産計	25,522	—	97,003,432	97,028,954	95,272,149	1,756,805
預金 譲渡性預金	—	148,573,241	—	148,573,241	148,585,460	△12,218
借用金	—	13,074,760	—	13,074,760	13,069,796	4,963
社債	—	18,860,623	—	18,860,623	18,877,990	△17,366
信託勘定借	—	8,805,035	775,403	9,580,439	9,808,107	△227,668
—	2,429,001	—	—	2,429,001	2,443,873	△14,871
負債計	—	191,742,662	775,403	192,518,066	192,785,228	△267,161

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(3)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権につきましては、倒産確率、倒産時の損失率、及び期限前償還率を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、裏付資産の住宅ローン債権の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引につきましては、原則とし

て「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル3に分類しております。

特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券につきましては、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。市場の活発性に基づき主にレベル1に分類し、取引金融機関が提示する価格や、金利やスプレッド等の観察可能なインプットを用いて将来キャッシュ・フローを割り引いて算定した価額をもって時価としているものにつきましては、レベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

原則として、株式（外国株式を含む）につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1に分類しております。株式以外の市場価格のある有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、主に国債はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

市場価格のない私募債等につきましては、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

貸出金、リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、返済期限の定めのない当座貸越等につきましては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、残存期間が短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が長期の取引につきましては、原則として、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結される子会社及び子法人等においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

負債

特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等につきましては、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しております。

預金、譲渡性預金、信託勘定借

これらの取引のうち要求払預金、満期のない預り金等につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。また、残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、信託勘定が発行する債権担保付社債（カバードボンド）に関連した信託勘定からの借入金につきましては、業界団体等より公表されている価格を基に算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

借用金、社債

残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、業界団体等より価格が公表されている取引につきましては、公表されている価格や利回りの情報等を基に算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引につきましては、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引につきましては、金利、外国為替相場、株価、商品価格等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、店頭取引につきましては、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスク、無担保資金調達に対する流動性リスクを調整しております。取引所取引につきましては、主にレベル1、店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合につきましては、レベル2としております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合につきましては、レベル3としております。

(4)市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項及び時価算定適用指針第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「特定取引資産」、「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日現在)
市場価格のない株式等（注）	226,213
組合出資金等	324,512

(注) 市場価格がない株式等には非上場株式等が含まれております。

<収益認識に関する注記>

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	4,111,127
うち役務取引等収益	1,414,867
預金・貸出業務	203,004
為替業務	141,312
証券関連業務	173,799
代理業務	9,043
保護預り・貸金庫業務	4,025
保証業務	80,330
クレジットカード関連業務	332,054
投資信託関連業務	183,656
その他	287,641

(注) 預金・貸出業務は主にホールセール事業部門及びグローバル事業部門から、為替業務は主にホールセール事業部門、リテール事業部門及びグローバル事業部門から、証券関連業務は主にホールセール事業部門、リテール事業部門及びグローバル事業部門から、クレジットカード関連業務は主にリテール事業部門から、投資信託関連業務は主にリテール事業部門及び本社管理等から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たりの純資産額	8,825円53銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益	515円51銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大塚敏弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 羽太典明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 仁木一秀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類の注記

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については市場価格のない株式であるため、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
 - (2)無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (2)役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
6. 連結納税制度の適用
当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<追加情報>

1. 連結納税制度からグループ通算制度への移行
2020年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）により、2022年4月1日以後開始する事業年度から、連結納税制度はグループ通算制度に移行することとされましたが、連結納税制度を適用している当社は、当事業年度においては、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）に基づき、改正前の税法の規定を前提とした会計処理を行っております。
2. 自己株式の取得及び消却
当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第8条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議

いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実、資本効率の向上のため、機動的な自己株式の取得を行うもの。

(2)取得にかかる事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	33,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.4%)
③株式の取得価格の総額	1,000億円（上限）
④取得期間	2021年11月15日から2022年11月11日まで
⑤取得の方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

(3)消却に係る事項の内容

①対象株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の数	上記(2)により取得した自己株式の全株式数
③消却予定日	2022年12月20日

なお、上記取締役会決議に基づく、自己株式の取得及び消却は、当事業年度末日時点で実行されておりません。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,383百万円

3. 劣後特約付貸付金

1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、劣後特約付貸付金であります。

4. 劣後特約付社債

社債には、劣後特約付社債1,690,519百万円が含まれております。

5. 劣後特約付借入金

長期借入金には、劣後特約付借入金41,000百万円が含まれております。

6. 保証債務

株式会社三井住友銀行及びSMBC Bank EU AGのドイツ国内の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して395,692百万円の保証を行っております。

7. 関係会社に対する短期金銭債権 1,067,115百万円

関係会社に対する長期金銭債権 8,132,822百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,526,009百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高

営業収益	616,052百万円
営業費用	4,762百万円
営業取引以外の取引高	6,987百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,612,302	27,782	97,763	3,542,321	(注) 1、 2
合 計	3,612,302	27,782	97,763	3,542,321	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加27,782株は、単元未満株式の買取り及び株式報酬に係る譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少97,763株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

子会社株式	931,688百万円
その他	18,668百万円
繰延税金資産小計	950,356百万円
評価性引当額	△949,400百万円
繰延税金資産合計	956百万円

繰延税金負債

その他	△416百万円
繰延税金負債合計	△416百万円
繰延税金資産の純額	540百万円

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たりの純資産額	4,453円07銭
1株当たりの当期純利益	288円29銭